

(様式第 3 号)

平成 31 年 4 月 17 日

「米原市住民投票条例（案）」についての米原市パブリックコメントに対して提出された意見等とその意見等に対する市の考え方および検討結果について

案 件 名：米原市住民投票条例（案）

意見募集期間：平成 31 年 3 月 4 日（月）～平成 31 年 3 月 29 日（金）

所 管 課：政策推進部政策推進課

提出された意見等の内容	提出された意見の数（人数）	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
<p>まずは、情報公開、行政手続き、監査制度の拡充、さらにはオンブズマン制度の創設などによる行政の透明性の向上が積極的に工夫されるべきである。</p> <p>いろんなことを市民に理解してもらうためには、十分な資料や情報に基づく冷静かつ時間をかけた討議をする場が必要であるが、過去、例えば庁舎の位置問題などは、形式的な公聴会を設けお茶を濁すようなことをして市民との議論を避けていたように思う。住民投票よりこちらの方が重要である。</p>	1 件（1 人）	—	<p>市の政策や計画づくり等の意思決定を行う上で、市民の声が市政に反映できるように市民の皆さんと情報を共有することが最も重要であると考えています。</p> <p>今後も行政の透明性の向上に努め、さらに民主的な意思決定過程の充実を図るため、常設型の住民投票制度の構築を目指しているものです。</p>

提出された意見等の内容	提出された意見の数（人数）	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
<p>自治基本条例の中では常設型か非常設型か、方向性は示されていない。議会との議論がさらに必要である。</p>	<p>1件（1人）</p>	<p>案のとおりとします。</p>	<p>米原市自治基本条例制定から10年以上が経過し、人口減少、少子高齢化が急速に進行し、住民を取り巻く社会情勢は大きく変化していることから、これまで以上に市民参画を進め、市民とともにまちづくりを進めなければならないと考えています。</p> <p>こうした社会情勢も踏まえ、平成28年に米原市自治基本条例推進委員会から常設型住民投票条例の制定に向けた意見書が市長に提出されました。</p> <p>市では、この意見書を受けて住民投票について検討を行い、常に民意を問える常設型の住民投票制度を構築するため、平成30年4月から約1年間、本格的に議会と議論を重ねてきたところです。</p>

提出された意見等の内容	提出された意見の数（人数）	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
<p>あくまでも住民投票は直接市民の意思を確認するためや意思を把握するための制度であって議会制間接民主主義を補完するものである。例外中の例外として理解しておかなければならない。したがって制度化するとすれば、非常設型しかない。日本は、間接民主主義の立場をとっている。</p>	<p>1件（1人）</p>	<p>案のとおりとします。</p>	<p>市政運営の基本は、選挙で選ばれた市長および市議会議員による議会制間接民主主義であります。その間接民主主義を補完し、健全な民主主義や地方自治を発展させるため、常に住民に直接その意思を確認できる制度として備えておくべきものと考えています。</p>
<p>常設型は、制度の乱用を招くおそれがあるし、大きな費用負担がかかることや市長がやりたいことを市民に追認させるために行われることがある。つまり、政治的に利用される懸念がある。</p>	<p>1件（1人）</p>	<p>案のとおりとします。</p>	<p>本市が目指す常設型住民投票制度は、住民のほか、議会や市長も発議できる制度です。</p> <p>条例案では、市全体に重大な影響を及ぼすものや、市および住民全体に利害関係があり、住民に直接その意思を確認する必要があるものについて住民投票を実施するものとしており、住民投票が乱用されることは考えておりません。</p>

提出された意見等の内容	提出された意見の数（人数）	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
<p>憲法第93条第2項にいう「住民」とは、日本国民を意味するものであり、在留外国人に地方参政権を保障したものではない。そのため、定住外国人が地方自治体の意思決定に参加することは慎重にも慎重をきすべきである。</p>	<p>1件（1人）</p>	<p>案のとおりとします。</p>	<p>住民投票の投票資格は、憲法や地方自治法に規定されている選挙権ではなく、住民投票条例における自治体固有の投票資格者として設定するものです。</p> <p>住民投票は、市全体に重大な影響を及ぼし、住民に直接その意思を確認する必要がある場合に実施するもので、市内に住所を有し、住民として暮らす外国人に対し、意見を表明する機会を与えることが必要であると考えています。</p> <p>なお、外国人については、日本に永住許可を持つ外国人に投票資格を与えようとするもので、住所要件のみをもってすべての外国人を対象に投票資格を与えるものではありません。</p>

提出された意見等の内容	提出された意見の数（人数）	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
<p>地方自治法上で用いられている「住民」という概念の範囲について、直接請求権は普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する日本国民である住民に認められている。すなわち、外国人には直接請求権は保障されていない。これは、地方自治法第74条第1項に謳っている。</p>	<p>1件（1人）</p>	<p>案のとおりとします。</p>	<p>直接請求権については、御指摘のとおり地方自治法第74条第1項で「選挙権を有する者」と規定されていることから、日本国籍以外の者には認められていません。</p> <p>しかし、地方自治法第10条に規定されている「住民」は、市町村の区域内に住所を有する者とされており、国籍については規定されていません。</p> <p>本市が制定しようとする常設型の住民投票条例では、地方自治法第11条に規定されている参政権ではなく、自治体固有の投票資格者として設定するものです。</p>
<p>常設型住民投票条例には反対である。</p>	<p>1件（1人）</p>	<p>案のとおりとします。</p>	<p>米原市自治基本条例の理念である市民が主体となったまちづくりを進めるため、常設型の住民投票条例の制定を目指していますので、御理解くださいますようお願いいたします。</p>